

日本イギリス哲学会

第35回総会・研究大会

プログラム・報告要旨

Japanese Society for British Philosophy

Program of the 35th Annual Conference

at Kyoto University

期 日 2011年3月28日(月)・29日(火)

会 場 京都大学 吉田キャンパス 法経本館・東館
京都市左京区吉田本町

第1日 2011年3月28日(月)

9:30～	受付	法経本館1階 第五番教室前
10:00～11:00	総会	法経本館1階 第七番教室
<hr/>		
11:00～12:00	会長講演 ヒュームにおける哲学と宗教 中才 敏郎(大阪市立大学) 紹介者 星野 勉(法政大学)	法経本館1階 第七番教室
<hr/>		
12:00～13:00	昼食・休憩	
<hr/>		
13:00～17:30	シンポジウムⅠ ヒューム生誕300年記念シンポジウム「いまなぜヒュームか」 司会:坂本 達哉(慶應義塾大学)・一ノ瀬正樹(東京大学)	法経本館1階 第七番教室
13:00～13:10	発題	司会者
13:10～13:40	第1報告 ヒューム『人間本性論』における性格あるいは人柄 —自己あるいは人格の同一性の観点から— 真船 えり(日本大学・慶應義塾大学)	
13:40～14:10	第2報告 よりヒューム的な道徳心理学を構想する —共感、コンヴェンション、そして会話— 奥田 太郎(南山大学)	
14:10～14:20	休憩	
14:20～14:50	第3報告 ヒュームの懐疑主義的啓蒙 壽里 竜(関西大学)	
14:50～15:20	第4報告 内乱の歴史叙述と啓蒙の政治学 —タキトゥス、ホップズからヒュームへ— 角田 俊男(武蔵大学)	
15:20～15:40	ティー・ブレイク	
15:40～17:20	質疑応答	
17:20～17:30	総括	司会者
<hr/>		
18:15～	懇親会(大会会場よりマイクロバスなどで移動)	京都ロイヤルホテル

第2日 2011年3月29日(火)

8:30

受付

法経本館1階 第五番教室前

9:10～12:00 個人研究報告(報告30分、質問20分)

第1会場 法経東館1階 第101演習室

- 9:10～10:00 岸野 浩一(関西学院大学)
デイヴィッド・ヒュームの国家間法理論
司会:下川 潔(学習院大学)
- 10:10～11:00 角田 和広(明治大学)
M・ワイトの勢力均衡論
司会:梅田百合香(桃山学院大学)
- 11:10～12:00 林 直樹(京都大学)
ヒュームの死をめぐって
—ホーン『アダム・スミス博士への手紙』とプラット『ヒュームのための弁明』—
司会:篠原 久(関西学院大学)

第2会場 法経東館1階 第105演習室

- 9:10～10:00 竹中 真也(中央大学)
バークリ哲学における精神の能動性と受動性について
司会:中釜 浩一(法政大学)
- 10:10～11:00 山川 仁(京都大学)
非物質論と常識 —バークリが擁護する常識とは、どのようなものか?—
司会:中才 敏郎(大阪市立大学)
- 11:10～12:00 吉川 泰生(大阪市立大学)
バークリ『視覚新論』における心の中の二面性
司会:久米 暁(関西学院大学)

第3会場 法経東館1階 第106演習室

- 9:10～10:00 山本圭一郎(立命館大学)
J・S・ミルの実践哲学における複数性
司会:成田 和信(慶応義塾大学)
- 10:10～11:00 鈴木 平(慶応義塾志木高等学校)
福音主義と科学・自然神学・自助の精神
—デイヴィッド・リヴィングストンのアフリカ開発構想とその知的文脈—
司会:岩井 淳(静岡大学)
- 11:10～12:00 深貝 保則(横浜国立大学)
ヴィクトリア期の時代思潮における中世主義と古典主義
司会:大久保正健(杉野服飾大学)

第4会場 法経東館1階 第107演習室

- 9:10～10:00 野原 慎司(京都大学)
18世紀中葉における文明社会史観の諸相
司会:只腰 親和(横浜市立大学)
- 10:10～11:00 高橋 和則(中央大学)
エドモンド・バークの「社会契約」論
司会:犬塚 元(東北大学)
- 11:10～12:00 古家 弘幸(徳島文理大学)
アダム・スミスにおけるストア哲学の言語
—ポリティカル・エコノミーへの道—
司会:田中 秀夫(京都大学)

第5会場 法経東館1階 第108演習室

10:10～11:00 小城 拓理 (京都大学)
ロック同意論の再検討

司会: 山田 園子 (広島大学)

11:10～12:00 櫻木 新 (芝浦工業大学)
命題記憶と記憶知

司会: 伊勢 俊彦 (立命館大学)

12:00～13:30 昼食・休憩

13:30～17:00 シンポジウムⅡ 法経本館1階 第七番教室
イギリス思想とヨーロッパの哲学

司会: 川添美央子 (聖学院大学)・関口 正司 (九州大学)

13:30～13:40 発 題 司会者

13:40～14:10 第1報告 ホブズと17世紀「大陸合理論」の哲学—ライプニッツへの影響を中心に—
伊豆蔵好美 (奈良教育大学)

14:10～14:40 第2報告 17・18世紀イギリスにおける公信用をめぐる議論とリシュリユー卿
伊藤誠一郎 (大月市立大月短期大学)

14:40～15:10 第3報告 J・S・ミルの政治的課題
矢島 杜夫 (国学院大学)

15:10～15:30 ティー・ブレイク

15:30～16:50 質疑応答

16:50～17:00 総 括 司会者

17:00～ 閉会挨拶 会 長 中才 敏郎

受 付	法経本館1階	第五番教室前
会員休憩所	法経東館2階	大会議室 (変更の場合あり)
理事会室	法経東館2階	大会議室

第1報告

ヒューム『人間本性論』における性格あるいは人柄
—自己あるいは人格の同一性の観点から—

真船 えり (日本大学・慶應義塾大学)

「いまなぜヒュームか」という問いは、いまヒュームを研究することにどのような意義があるのか、という意味かもしれない。また、現代に生きるわれわれがヒュームの著作を読むことにどのような意義があるのか、あるいは、ヒュームの思想は現代のわれわれにとってどのように有益であるのか、といった問いに言い換えることができるかもしれない。その問いに対する答えが、万人を説得できるような普遍的なものでなければならないとしたら、それは報告者の力量をはるかに超えることであると言わなければならない。近年ヒュームが注目されていることのひとつは、脳神経科学研究においてであり、ヒュームのテキストは実験を行うための仮説として取り上げられ、その実験結果はヒュームの考察を立証しているように見える。また、医療や環境に関する倫理的課題に対する考察においても、ヒュームの想像力や共感の原理などが議論の対象となっている。今なお問題적であり続けている因果性や帰納の問題については議論の途絶えることがない。しかしながら私としては、当初の問いに対しては、私個人の研究課題を示すことで答えることしかできない。その課題とは、ヒュームの哲学においてもっとも諸説のある問題と言えるかもしれない、自己あるいは人格の同一性の問題である。この問題は、ヒュームのテキストに内在的な問題だけでなく、人間の心、または自己あるいは人格を、どのようにして整合的に理解することが可能であるか、という課題として、心理学や脳神経科学の研究がいかに進展しようとも、今後も論じられ続けるであろうと思われる。

ヒュームにおける自己あるいは人格の同一性の問題は、『人間本性論』第1巻「知性について」第4部「懐疑的哲学体系およびその他の哲学体系について」第6節「人格の同一性について」において論じられ、その中心テーマは人間の心を「知覚の束」ととらえるものとされている。この「継起する諸知覚」は、第2巻「情念について」の冒頭において、自己についての同じ説明として繰り返されるが、第1巻ではその同一性が「虚構」とされていた自己が、第2巻では、自負と自卑という間接情念の共通で同一の対象として当初から想定されていることに、違和感が表明され、近年では連続性が論じられている。ヒュームは、第1巻と第2巻を「ひとつながりの論考」としており、同じ方法論を用いて一貫した考察を行っている。同じ方法論とは観念説であり、第2巻において、知性と情念の両方にわたってそのあらゆる作用に影響を及ぼす人間本性の特性として、観念、印象、観念と印象の二重関係、の三つの連合を挙げている。実際には、第二と第三の特性は、第2巻において初めて登場するが、知性と情念の両方について、信念の形成と情念の発生のプロセスを、観念と印象の同じ方法によって説明しようとしたものと思われる。ところでヒュームは、第1巻で人格の同一性の問題を、「思考と想像に関する場合」と「情念あるいは自己自身についての関心に関する場合」の二つに分けたが、人格の同一性の問題の情念に関する場合は、自己自身についての関心に関する場合と合わせてひとまとまりになっている。「自己自身についての関心に関わる」場合を第3巻の道徳論に対応すると考えると、第2巻と第3巻は人格の同一性の問題としてはひとまとまりとなっていることになる。すなわち、第2巻の情念論は、人格の同一性の問題を考察するにあたり、方法論としては第1巻の知性論と、問題の場合分けとしては第3巻の道徳論と関わり、第1巻と第3巻をつなぐ重要な位置を占めていることになる。しかしながらヒュームは、人格の同一性の問題の後者の場合については、一節を設けて明示的に論じていない。ヒュームは後者の場合については区別をただけで論じなかったのであろうか。本報告では、ヒュームはこの後者の場合の問題を、性格あるいは人柄についての考察を通して論じたことを示したい。

第2報告

よりヒューム的な道徳心理学を構想する
—共感、コンヴェンション、そして会話—

奥田 太郎 (南山大学)

「いまなぜヒュームか」と問われれば、「いまに限らずずっとヒュームは重要だった」と答えたくなるが、そうは言っても、その重要性のポイントは論争史のなかで一様ではなかったし、また、現代に特徴的な重要性をみいだすことも可能であるように思われる。たとえば、ヒュームは、「無神論者」や「懐疑論者」として哲学史的な悪役を演じさせられたり、「自然主義的誤謬の先駆者」や「功利主義の先駆者」として現代倫理学史の前史に据えられたりしてきた。その哲学的名著『人間本性論』に関連させて言えば、1970年頃までは、主に第一巻「知性について」と第三巻「道徳について」にのみ注目が集まり、第二巻「情念について」が本格的に論じられ始めるのは、ポール・アードルの著書以降であった。第二巻が顧みられないことで、第一巻と第三巻が別々に読まれ論じられるしかなかった、というヒューム研究にとっては不幸な時代が続いていたのである。第二巻の情念論に然るべき哲学的位置を与え『人間本性論』全体を論じた最初の研究書は、1991年に刊行されたアネット・バイアの著書であり、それ以降、多くの論者が第二巻を真っ当に論じるようになった。この流れは、昨今の情動研究の興隆と相まって、定着してきたと思われる。

しかし、第二巻への注目は、他方で、またもや偏ったヒューム像を生み出した。すなわち、現代倫理学における「ヒューム主義」である。第二巻の記述のなかで最もよく知られていると思われる「理性は、情念の奴隷であり、ただそれだけであるべきである」という一節をはじめとして、第二巻での論述を引き合いに、「信念」と「欲求」から構成される心理モデル（さらに、それに基づいて動機づけの理由と規範的な理由とを理解する立場）が「ヒューム主義」と称されている。「ヒューム主義」において脚光を浴びているのは、ヒュームの哲学的議論のなかで言えば、情念のうちの「欲求」のみである。欲求は、ヒュームの情念論のなかでは、激しい直接情念に分類されるのだが、実際に紙幅の大半を費やして論じられているのは欲求ではなく、自己や他者を対象とする間接情念である。あるいは、直接情念に限ったとしても、快苦の蓋然性に依拠して変化する「希望」と「恐れ」、「喜び」と「悲しみ」が詳細に論じられている。いずれにせよ、ヒュームがその力を傾注している情念は、いずれも個人の内面で御しがたく渦巻くものというよりむしろ、他者との社交を通じた自己と他者の間の反響によって生起し展開するものである。ここに、合理的な行為者モデルで想定される個人から行為や道徳を論じる現代倫理学の主流の議論とヒューム哲学との懸隔を見いだすことができる。この懸隔は、情念のもつ哲学的含意を捉え切れていないことから生じているようにも思われる。ヒュームが『人間本性論』全体を通じて描き出す個人とは、社会関係のなかで活気を与えられ成立する個人であり、それを可能にする原理こそが「情念のシステム」に他ならないからである。

たとえば、ヒュームの道徳論で重要な位置を占める徳の認識もまた、「感情の相互交流」メカニズムとしての情念のシステムを介してのみ可能となる。そして、情念のシステムは、それを可能にする生身の人間同士の共在の場を要請する。すなわち、ヒューム的な情念とは、自己完結する個人なるものを許さず思考を社会へと引き出す哲学的装置なのである。では、そうした場として、社交や会話といったものを想定した時、そのなかで、見知らぬ他者との共同行為を可能にするコンヴェンションは、どのように位置づけられるのだろうか。本報告では、共感、コンヴェンション、会話を鍵概念として、社会から個人へというベクトルをもつ、よりヒューム的な道徳心理学を語り起こすことを試みる。そしてそれは、言わば、『人間本性論』を末尾から冒頭へと逆さに読み直す試みとなるだろう。

第3報告

ヒュームの懐疑主義的啓蒙

壽里 竜 (関西大学)

「いまなぜヒュームか？」社会思想史研究の立場からこの問いに答えるために、本報告では啓蒙思想家としてのヒュームの役割をあらためて強調したい。近年、啓蒙は思想史研究における重要なトピックの1つとなっており、こうした課題を設定することは、現代的意義のみならず、思想史研究としても有益だと思われる。

啓蒙思想家としてのヒュームを強調するには、ヒューム研究に内在する理由もある。これまでヒュームは、その哲学者としての業績を高く評価されつつも、いわゆる社会思想においては、バークに先立つ保守主義者とも、ベンサムに先立つ功利主義者とも、スミスと並ぶ(経済的)自由主義者とも位置づけられてきた。いずれのラベルにも一定の根拠はあるものの、それぞれの立場を代表する思想家と比較すると、うまくそのラベルにおさまらない点が目立ちはじめ、結局は「ヒューム的」としか表現しようのない捉えどころのなさだけが残ることになる。

もちろん、啓蒙(思想家)も一つのラベルには違いないが、上記の諸主義に比べれば、はるかに射程は広いだろう。それでは、ヒュームはどのような意味で、またどのようなタイプの啓蒙思想家と言えるのだろうか？本報告では、『アメリカにおける啓蒙』でヘンリー・メイが用いた「懐疑主義的啓蒙」という表現を借りて、ヒューム思想を捉え直したい。ここで言う懐疑主義とは、哲学史における古代懐疑派の影響を必ずしも意味しない(それを排除もしないが)。それはむしろ、フォーブズが用いた「懐疑的ウィッグ主義」を、彼以後の研究を踏まえたものとして再定義するための作業概念である。

フォーブズは「懐疑的ウィッグ主義」との対比で「俗流ウィッグ主義」という概念も提起した。だがポーコック、ホントをはじめとする近年の研究によって、フォーブズがヒュームにおける俗流ウィッグ主義として退けたいいくつかの意見が、必ずしも「俗流」として容易に退けられないこと、むしろヒューム思想の重要な一部をなしていることが明らかになってきた。これが、「懐疑的ウィッグ主義」という概念をそのまま用いるわけにいかない理由の一つである。

本報告の提起する「懐疑主義的啓蒙」によって把握できると考えられるヒューム思想のもっとも重要な側面は、彼の文明観であり、歴史観である。書簡の中で、人間の完成可能性を信奉するトゥルゴーに対して、ヒュームはきわめて批判的であった。『イングランド史』やその他の著作にあらわれる彼の文明観は、循環史観に近い——これも、フォーブズによって俗流ウィッグ主義とされた側面であった。また歴史観、とりわけイングランドの国制をめぐる議論では、ヒュームの立場はさまざまに解釈されてきた。だが、『イングランド史』におけるヒュームの功績の一つは、時代ごとの国制の分析もさることながら、それぞれの国制がそれぞれの時代の意見によっていかに大きな影響を受けてきたか、を明らかにした点にある。自由の体系が確立した18世紀の視点で過去を一面的に断罪すべきではない、というヒュームの立場が、当時の文脈では容易にトーリー的と解釈されたのも無理はない。

ここから浮かび上がってくるのは、国制の発展にせよ文明の進歩にせよ、それらがきわめて不安定な基礎の上に成り立っている、というヒュームの認識である。だが、だからといって彼は自由や文明の価値を否定するわけではない。むしろ不安定であり、永遠の発展など望めないからこそ、それを擁護しようとするのである。「懐疑主義的」という形容詞は、こうした不安定さの認識にとどまりつづけるヒュームの醒めた視線を表現するのにふさわしいだろう。また、啓蒙を一つのプロジェクトと規定し、その毀誉褒貶を断ずるナイーブな啓蒙理解に対して、懐疑主義的啓蒙として捉え直されたヒューム思想は、より柔軟な近代観とその擁護論を提起することを可能にすると思われる。

第4報告
内乱の歴史叙述と啓蒙の政治学
—タキトゥス、ホッブズからヒュームへ—

角田 俊男 (武蔵大学)

本報告は内乱の叙述からヒュームが明言している後世への教訓を指摘するとともに、16・7世紀に宗教戦争に対して形成され現代まで存続している近代国家の枠組みへの反省を示唆するために、先行するその思想への彼の批判的理解を示すものである。彼の叙述を含め近代思想に影響を与えた古代の歴史叙述の伝統、特にタキトゥスの受容をコンテクストとして概観し、ホッブズの『ビヒマス』と『イングランド史』の内乱の叙述を比較する。

古代の歴史叙述の二点に着目しよう。第一に内乱に、言葉の意味の混乱、評価の言葉の適用における道德秩序の崩壊を見出したことである。これは修辞学の徳と悪徳の言い換えの技法(無謀を勇氣と呼ぶ類い)でもあり、ホッブズの私的判断の否定、ヒュームの道德から解放された放縦の記述に及んでいる。第二に言葉の両義性の操作を例とした、権力追求のための偽善的な欺瞞の政略を政治の言動から解明したことである。皇帝の「権力の秘密」を暴いた叙述は、絶対君主への指針に利用され、国家の建設・拡大のための情念の操作・規律を促進する国家理性の思想になった。ホッブズとヒュームの叙述は政治的思慮の言葉による分析を含み、それぞれがどのような偽善を許容しなかったか明らかにしよう。

タキトゥス主義は教権批判に転用された。教会による世俗の権力・利益の追求の策略を暴露し国家に教会を従属させる議論に、ホッブズとヒュームの宗教批判を位置づけよう。国家教会制度と寛容など、独立派とクロムウェルの教会体制の評価とともに、宗教の政治的効果と宗教政策において、両者の重なりを確認する。さらにヒュームは宗教の偽善を宗教の利益による統御を可能にすると容認する。ただしその完全な偽善は「哲学的懐疑」を要する困難な境地で、利益の制度的解決は宗教の意見には無理であると理解されていた。

宗教批判の重なりにも関わらず、ヒュームはホッブズを「宗教の敵であったが、懐疑主義の精神を全く有しておらず、人間理性、特に彼の理性がこれらの主題で完全な説得を達成できるかのように、確信的・独断的である」と批評する。この批判を両者の内乱史に敷衍して、タキトゥス主義的思慮を超越するホッブズ政治学とヒュームの関係を考えよう。ホッブズにとり宗教戦争の言葉の無秩序への解決として思慮は不十分で、絶対主権により統合された正義の道德判断の教育が教会の権威への軽信性を啓蒙する計画であった。宗教と同様にホッブズの理性主義の主権構想にも懐疑的なヒュームは、歴史の中で宗教の精神や制度の変化に着目し、複数の自由な言論と連動した混合政体の展開という目的から内乱史を構成する。内乱の記憶からシニシズムに陥ることなく、自由な国制を支持した一つの理由が、言葉と情念の混乱の脅威がホッブズほど深刻でなかったことにあると推測され、その前提は社会から生成する道德感情の思想に求められるかもしれない。ヒュームの「思想と検討の自由」は主権のみならず社会の名声・世論からも批判的な距離を取っていた。

「なぜいま」への回答例として、ヒュームが宗教などナショナル・アイデンティティ創造の問題を見直す契機となることであろう。「自由なプロテスタント国民」に対し、教皇教陰謀事件の犠牲者の処刑をめぐるセンチメンタリズムの叙述やホイッグの党派的歴史の偽善と国民世論の偏見への批判は、不寛容を反省する教訓となる。さらに近現代の主権国家と戦争の問題に関連して、「文明化された君主政」論とは異なり、国家理性と主権が形成した絶対主義国家による文明化の計画とその戦争による帝国(この点では英国の自由な国家も含めて)に対する「冷静な反省の人」としてのヒューム像を提示できよう。

個人研究報告

デイヴィッド・ヒュームの国家間法理論

岸野 浩一 (関西学院大学)

デイヴィッド・ヒュームは、国際関係論の研究において、「勢力均衡」(balance of power)の近代最初の理論家として高名であるが、かれの国際法論と勢力均衡論との関係については詳細な研究が不在であった。ヒュームは「諸国間における法」(the laws of nations; 国際法)について論考しており、断片的ではあるが国際法論に関する先行研究も、大きく分類して次の三群が存在する。第一は、ヒュームの道徳・正義論の観点からの諸研究である。ヒュームは国際法の原理を「自然法」の理論を延長して説明しており、またそれらが徳として成立する理由を「利益」の視点から解き明かしているため、これらの研究においては、国際法論を自然法学の伝統の継承と隔絶や、功利主義との連続性と非連続性などから読み込もうとする。第二は、ヒュームの国際政治理論の一環として国際法論を解する研究である。とりわけ国際関係論の英国学派(The English School)の近年における諸研究では、ヒュームは国家の独立性を前提としつつも、権力政治を第一とする全くの現実主義の言説を展開したわけではなく、国際法の有益性を認めることで、国家間関係ないし「国際社会」(international society)の維持と調和的発展について論じていたと解釈されている。しかし、国際関係認識の重要性を考慮する、ヒュームの政治経済論や統治機構秩序論に関する第三群の研究では、国家間の調和的発展の論議と並行して、国際政治経済の「非調和性」の問題を、現実的認識に基づきヒュームが強調していたことが指摘されている。この第三群の研究は、国際法を含む国家間関係に纏わるヒュームの論議に両義性や同時代の歴史的背景等の特徴を見出そうとする。

これらの諸研究は至極重要だが、国際関係論と正義論を架橋する国際法の理論研究としては、三群とも難点が存在するように思われる。第一群の研究においては、国際法の理論を析出する際に、国際関係論の分析では当然に注視されるべき勢力均衡論との論理的・思想的関係性が殆ど加味されていない。第二群の研究はその関係性を重視して検討を加えているが、国際法のヒュームによる評価の吟味に際しては、かれが国際法の限界を幾度も論じている点を十全に鑑みることなく、国際法の有益性の論述への注目に傾斜している。第三群はこれら両群の諸研究の難点を乗り越え、テキストとコンテキストを検証して、勢力均衡論と関連する国際法論は、国際法の「有効性と限界性」を論じたものと解する。しかしながら、第三群の研究は、近代ヨーロッパにおける調和と緊張が交錯する国家間関係をヒュームが認識していた点を中核に据えて論じており、正義の諸論説に伏在する正義の状況依存的な可変性や、その論説の時代背景等は指摘されるものの、ヒュームの正義論における国際法の理論体系上の位置付けや、国際法論の分析による正義論全体や勢力均衡論の再解釈の可能性等については必ずしも明瞭ではない。そこで本報告では、先行研究の諸解釈を踏まえ、勢力均衡論説が示すヒュームの国際関係認識を鑑みたくうえで、国際法論の理論的位相を再検討する。

まず第一群の研究が示す正義論における国際法論の解釈について、主に『人間本性論』第三巻と『道徳原理探究』第三章・第四章等のテキストの分析を通じて確認し、『政治論集』の勢力均衡論で示された国際関係認識との整合性と、諸解釈の妥当性を検証する。次に、第二群と第三群の研究が示す国際法の有効性と限界性の論理とその含意に関して、テキストを参照して考察を加え、上記両群の諸解釈との見解の異同を探る。以上の検討により、ヒュームの正義論全体において国際法論が如何に解されうるかを再考し、本報告で示される国際法論の一解釈の可能性から、ヒュームの法哲学と勢力均衡論の解釈に与えうる示唆について考究する。

個人研究報告

M・ワイトの勢力均衡論

角田 和広 (明治大学)

本発表の目的は、英国学派 (the English School) の代表的人物である国際政治学者、M・ワイト (Martin Wight) の国際制度に対する認識、特に勢力均衡論に対する認識を明らかにすることである。とりわけ、ワイトの勢力均衡論の論理構成に着目し、その理論としての特徴を評価することに焦点を当てていく。

英国学派とは、主としてイギリスにおいて発達した国際政治理論の一学派である。1950年代におけるロンドン・スクール・オブ・エコノミクスでの活動、あるいは1959年に成立した「国際政治理論に関する英国委員会 (the British Committee on the Theory of International Politics)」での活動を中心に、発展した。主要人物はワイトの他に、C・マニング (Charles Manning)、H・ブル (Hedley Bull)、A・ワトソン (Adam Watson) である。彼らの共通した知的態度は、国際政治の状況がアナキー (= 無政府状態) だとしても、それが果たして無秩序を意味するものなのか、たとえアナキーだとしても、そこには国家間の秩序というものが存在するのではないかと考える点にある。英国学派の人物達の関心は、そのため、アナキー下における国家間の協調の可能性とその現象について明らかにすることである。

ワイトの国際政治思想は、英国学派の中において、次の2つの意味で重要な地位を占めている。1つ目は、1950年代のロンドン・スクール・オブ・エコノミクスにおいて、ワイトが国際政治を分析する視角として3つの見方 (現実主義、合理主義、革命主義) を提唱した点である。この3つの見方は、現在の英国学派を巡る議論においてしばしば言及されるものであり、英国学派の基本枠組みとなる概念を提唱した人物として、ワイトを位置づけることができる。2つ目は、国際政治史の分析を通じた国際社会概念を考案した点である。英国学派の重要人物であるブルが、ワイトの議論を発展させる形でその概念を継承したように、彼は、後の英国学派に多大な影響を与えた人物だといえる。

とりわけ冷戦後以降、英国学派に関心が集まるに連れて、ワイトの国際政治思想に着目する研究が数多く現れ始めた。こうした研究の代表例として次の3点を示すことができる。1つ目は、ワイトによって示された3つの古典的見方を、現代の国際問題を分析できるよう改良する研究である。2つ目は、ワイトの国際政治思想に着目、あるいは他の英国学派の研究者 (例えば「国際社会」成立要因に関するブルとの見解の相違) と比較することで、学派の思想的多様性を示す研究である。3つ目は、ワイトの着目した歴史的な国際システムの研究を通して、非欧州諸国に対する認識といった、英国学派のイデオロギー性について議論する研究である。これらの研究は、ワイトの国際政治思想の様々な点を明らかにし、英国学派の理解に多大な貢献をもたらしたといえる。

しかしながら英国学派の従来に関心とは、国際政治において国家間の協調に因果的影響を及ぼす国際制度の側面 (例えば勢力均衡論、主権、国際法等) について、明らかにすることであった。H・スガナミ (Hidemi Suganami) の言葉を借りれば、英国学派の研究は「アナキー下においても国家間には注目すべきある程度の協調が存在する」という前提で始まっており、その協調の要因こそ、非公式な国際制度であった。こうした点はワイトにとっても同様である。彼が従来関心を持ち、理解を努めようとしたものこそ勢力均衡論であった。そのため先行研究が、ワイトを理解するにあたって彼本来の関心から離れ議論を展開している点は否めないといえる。

本発表では、国際制度に対する認識、とりわけ勢力均衡論に着目することで、その理論的特徴を評価することを目的とする。これらの分析のために本発表では、主として「M・ワイト文書 (Martin Wight Papers)」並びに「英国委員会議事録 (British Committee Papers)」を史料として用いる。

個人研究報告

ヒュームの死をめぐって
—ホーン『アダム・スミス博士への手紙』とプラット『ヒュームのための弁明』—
林 直樹 (京都大学)

本報告では、ホーン (George Horne, 1730-92) 著『アダム・スミス博士への手紙』 *A letter to Adam Smith LL.D. on the life, death, and philosophy of his friend David Hume Esq.*, Oxford, 1777 の内容とその成立事情について考察し、合わせて、この小冊子に対する直接の反論として公刊された、プラット (Samuel Jackson Pratt, 1749-1814) 著『ヒュームのための弁明』 *An apology for the life and writings of David Hume, Esq. with a parallel between him and the late Lord Chesterfield*, London, 1777 についても、同様の考察を加えたい。その他、これらに関連する同時代の諸著作も適宜取り上げることとする。

1776年8月にデイヴィッド・ヒュームが息を引き取ったのち、その友人アダム・スミスが『ストラーンへの手紙』 *Letter from Adam Smith, LL.D. to William Strahan, Esq.* と題した一文をものし、その中でヒュームの最期について綴り、その人物を讃えたことは、よく知られている。ヒューム著『自叙伝』 *My own life* と合本の上、翌年3月から4月にかけて『デイヴィッド・ヒューム伝』 *The life of David Hume, Esq.*, London, 1777 の後半部というかたちで公刊された、このスミス著『ストラーンへの手紙』に向けて、イングランド国教会保守層が激しい批判の言葉を浴びせかけたこともまた、周知のことである。だが、批判の実態と、それに対するリベラル陣営からの応答の存在に関しては、従来、必ずしも十分には検討されてこなかったように思われる。

これは、批判の対象となったスミス自身が、公の場において何ら直接の返答を行わなかった(批判を黙殺した)という事実によるところが大きいと考えられるが、しかしそれは、彼の内面に何ら動揺が生じなかったことを、ただちに示唆するわけではない。それどころか、1780年10月26日付の私信には、「私たちの友、故ヒューム氏の死についてたまたま書いた、まさに無害と私には思われるたった一つの文章によって、私は、自分が大ブリテンの全商業体系に加えたかなり激しい攻撃の、十倍もの罵りを受けた」とする、スミスの嘆きが見られる。

スミス批判の急先鋒として、最も強力と言いうる「罵り」を彼に浴びせたのが、オックスフォード大学副総長(兼モードリン・カレッジ長)を務める国教会牧師、ジョージ・ホーンであった。アン女王時代に高教会派トーリの論客として活動したレズリ(Charles Leslie, 1650-1722)の著作から、特に批判の手法を学んだと見られるホーンは、『デイヴィッド・ヒューム伝』の登場から時を置かず出版した『アダム・スミス博士への手紙』において、アバデインのマーシャル・カレッジ道徳哲学教授ビーティ (James Beattie, 1735-1803) の著書『真理論』 *An essay on the nature and immutability of truth*, Edinburgh, 1770 を引きつつ、亡きヒュームとともにスミスを不信心者として激しく論難した。これに対し、聖職の道を放棄して以後、俳優、そして著述家として活躍していたサミュエル・ジャクソン・プラット(ヒュームの知己であったとされる)が1777年4月頃に『ヒュームのための弁明』を公刊し、ホーンに対する徹底的な反批判を試みるも、世の好評を勝ち得ずに終わる。アメリカやフランスにおける大変動を受けて保守化していく世相に合致したものの、ホーンの『手紙』のほうが大いに人気を博し、19世紀前半までに少なくとも15版を重ねることとなったのである。

個人研究報告

バークリ哲学における精神の能動性と受動性について

竹中 真也 (中央大学)

バークリ哲学において、精神とは何か。こうした問いに対しては、『人知原理論』第二節における「知覚する能動的な存在者」、同書第二十七節における「一で、単純で、分割されえない、能動的な存在者」という答えが即座に返ってくるだろう。しかし、ここでの「能動的」や「一、単純、分割されえない、能動的」という言葉がいかなる意味をもつのかは、必ずしも明白であるわけではない。精神が実体たりうる所以についても事態は同様である。たしかに、時代的な背景や彼の哲学的な思索のメモランダムたる『哲学的評註』での言及からして、精神の規定にデカルトやロックからの影響を読み込むことはたやすい。実際こうした影響は無視できないだろう。しかし、そうであるとしても、それらの影響とバークリ自身による精神の最終的な規定は取り違えられてはならない。

もっとも、精神がいかなるものかをバークリ自身の言葉で積極的に語ろうとするやいなや、それが容易ならざる作業であることをわれわれは見出す。だが、もしわれわれが精神に関する議論を度外視するならば、そうすることはバークリ解釈における片手落ちのそしりを免れないだろう。というのも、『人知原理論』の議論の半分は精神に関するものだからである。そこで、本報告はバークリにとっての精神がいかなるものかを、バークリの著作を再構成して可能な限り示してみたい。とはいえ、精神に関してはさまざまな問題がある。それらのうちのひとつを取り上げよう。

バークリによると、人間の精神は感官を通じて多様な観念を受け取る、すなわち知覚する。そして、人間の精神はそれらをひとつの事物として「統一する (unite)」ことができる。しかし、感官を通じて知覚する観念は、人間の精神の産物ではない。感官の観念は別の精神的な存在者に由来する。われわれは感官の観念に対して全面的に支配的な立場にいるのではないのである。しかし、そうだとすると、諸観念をさまざまに統一する人間の精神と感官の諸観念を産出する神の精神との間には、いかなる関係があるのだろうか。

ところで、こうした問いは以下のような問いに帰着すると思われる。すなわち、バークリによると、われわれの精神は能動的であることを本質とする。こうした理解は『人知原理論』の第二節ですでにいわばテーゼの如く提示されている。他方で、われわれの精神は感官の観念をおのれの意志に依存せずに（神の精神の働きによって）知覚する。この局面においてわれわれは受動的である。だが、こうした受動性が精神の本質たる能動性に抵触することは明らかであろう。それでは、両者はいかにして調停されるのか。そもそもわれわれの精神が能動的であるとはいかなることか。

このような観点からすれば、人間の精神と神の精神との関係に対するひとつのアプローチとして、われわれは人間の精神における能動と受動の関係を取り上げることができよう。そして、この問題は精神が「能動的」であることを問うことに帰着すると思われる。しかも、『人知原理論』第二節において精神の本質が「能動性」にあると規定される以上、この問題はけっして精神の一側面の問題に過ぎないわけではない。この問いは精神の理解にとって根幹にかかわる問いである。本報告はこうした問題に対して、精神が本質的に能動的であり、受動性はある観点から語られたありかたに過ぎないことを示す。

個人研究報告

非物質論と常識 —バークリが擁護する常識とは、どのようなものか?—

山川 仁(京都大学)

近世アイルランドの哲学者であるジョージ・バークリ(1685-1753)は、ジョン・ロック流の物質論を否定し、彼独自の非物質論を唱えたことで知られている。また、この非物質論の基本前提として知られるのが、「存在するとは、知覚されることである」、「可感的な物は、諸観念の集合である」といったテーゼである。これらの前提を認めれば、われわれが自然に抱く常識に反することが帰結するのではないかということは、彼の時代から問題にされてきた。ところが、彼は、彼自らが常識を擁護する立場にあるという態度も鮮明にしている。かくして、彼の非物質論とわれわれの常識的信念とが両立するののかという問題は、これまでのバークリ解釈において、大きな関心事であったと言える。とはいえ、バークリがまさに擁護しようとした常識がどのようなものかということは、必ずしも明らかにされたわけではないように思われる。そこで、本報告では、バークリが擁護しようとした常識の内実を検討することにした。

さて、バークリ研究において、とくに先述の常識擁護の側面を重視した解釈の試みとして最も知られているのが、バークリ全集の編纂者でもあるA・A・ルースの見解である。ルースは、非物質論を一種の主観的観念論と捉える伝統的な見方を批判し、文献上の記述を基に、バークリの言う「観念が心の中に存在する」ことを、「観念は、心によって知覚されるが、心とは別のものである」の意に解する。このような観念と心とが互いに独立しているという記述にとくに留意するルース的な解釈は、われわれの常識的信念のうち、おもに次のものを保持することを目指すものだと考えられる。それは、われわれの身の回りの知覚対象の、(1) 実在性、(2) 継続性、(3) 公共性に関する信念である。このような解釈が意図するのは、非物質論の下でも、われわれの周囲の諸物は、想像や妄想といった観念とは区別され、その実在性が保持されることになり、それらはわれわれが知覚しない間も存在し続け、私と私以外の心は、ともに同じ物を知覚することができる、ということだと言える。

他方、非物質論の基本前提そのものが、われわれの素朴な常識的信念の擁護に貢献すると考えられる議論も、バークリの文献中には見出される。この場合の素朴な常識とは、われわれの身の回りの実在物は感官によって知覚されている通りに存在するという信念や、それらの物には色などの性質が備わっているという信念である。「存在するとは、知覚されることである」ならば、われわれが感官によって直接知覚している対象は、まさに知覚されるままに実在することになると考えられ、また、「可感的な物は、諸観念の集合である」ならば、物には色や匂いなどの性質があることになると考えられる。

このように、バークリの哲学において擁護される常識的信念は、複数挙げられる。そして、それらの一方のものは、非物質論と矛盾するように思われ、他方のものは、それと調和するように思われる。そこで、本報告では、以上のことを踏まえて、これらの常識的信念のそれぞれが、バークリの非物質論において、どのような意味を持つのかを吟味することで、彼がまさに擁護しようとした常識とは、どのようなものであるのかという問いに答えることを試みたい。

個人研究報告

バークリ『視覚新論』における心の中の二面性

吉川 泰生 (大阪市立大学)

バークリは、その最初の著作である『視覚新論』において、視覚の対象が心の外に存在しないと主張したとされる。この問題については、デカルト・マルブランシュ・ロック等の知覚表象説を否定するとともに、視覚の対象が外にあると考える常識の立場と折り合いをつけることが必要となる。つまり、バークリの主張は、対哲学者と対世人という両面作戦を展開せざるをえないのである。しかも、自説がすぐには受け入れがたいものだという自覚から、バークリは入念に仕組まれた戦略を取っており、相手の説を前提として議論を進めたり、巧みに議論のレベルを変えたりすることがまま見られる。これらを整理した上で、その真意を探ることによって、バークリの主張は、二つの視点を軸に展開されており、それは常識と完全に一致するものではないが、知覚表象説に劣らず日常の視覚風景をうまく説明するものであることを示すことが本論の目的である。

バークリ自身、常識を否定するのではなく、擁護するとしている。もちろんその論敵は、信仰を脅かすとバークリが考えた、デカルト的自然観であった。バークリによって、視覚世界は、物質を前提にしなくとも、奥行きを持ち、外に距離を置いて存在するものとして再構成される。つまり、我々が目の前にするリングは、丸く、手を伸ばした場所に見えるのである。世人が対象は外に見えると考えても、バークリにとっては一向にかまわない。バークリが否定するのは、知覚される観念の外にそれとは別の何かがあるという知覚表象説・粒子仮説である。世人が外と考えてしまうことを、知覚表象説を使わずに説明することが、バークリにとっては常識の擁護なのであった。

以上を論じるにあたって、1950年代になされたアームストロングとターベインの間の論争を手掛かりにして以下の論点をたどってゆくことにする。この論争は、過去の哲学者と対峙するとき、論理的分析と歴史的解釈のどちらから切り込むのかという格好の事例となっている。そしてまた、それは視覚をめぐるバークリの二面性を反映していることが示されるだろう。下の論点について論じられればと考える。

- (i) 視覚の直接対象は何か。バークリにおける網膜像の位置づけ。
- (ii) 「心の外」の意味。バークリは距離と心依存を混同しているのか。
- (iii) はたして奥行き・3次元性・空間は知覚されないのか。

『新論』は、最初に網膜像に投射された光の点から議論を説き起こしている。つまり網膜に描かれた像の2次元性から距離の直接視覚を否定するという論である。しかし、(i) この網膜像を視覚の直接対象とする議論はバークリの本意ではなく、バークリにおける視覚の直接対象は「光と色」であり、網膜像とは別のものであり、視覚の直接対象は、2次元・平面でもない。

さらに、バークリは、「心の中」の多義性を自覚しており、巧妙に議論を組み立てている。(ii) 距離が否定されるなかで、「心の外に距離を持って存在する」ことから「心に依存せず、知覚されずに存在する」ことへと、「心の外」の意味が変えられている。

最後に、バークリの考えと常識との関係を考察し、(iii) バークリは空間認識を否定するものではなく、視覚において世人が奥行き・3次元性・空間を認識することを認めていることが明らかにできればと考える。

個人研究報告

J・S・ミルの実践哲学における複数性

山本圭一郎 (立命館大学)

J・S・ミルは『自伝』において若い頃の自分を振り返りながら、「ゲーテの言葉である〈多面性〉は、当時わたしが心から自分のものにしたいと願った言葉であった」と述べている。彼のいう多面性ないし複数性は、彼がJ・ベンサムを哲学的に批判した一連の議論の根底にあるだけでなく、晩年に至るまで彼の倫理理論の大きな特徴となっている。ところが、政治哲学や道徳哲学といった実践哲学に関する論議においては、ミルとベンサムの袂を分かち点として快樂の質の議論ばかりに注意が向けられがちであるため、ともすれば両者間のより重要な相違点である複数性は看過される傾向にあるように思われる。そこで、ミルの実践哲学を複数性という観点から考察することが、本発表の目的である。

もっとも、ミルの実践哲学の特徴として複数性を取り上げる倫理学研究がなかったわけではない。しかしながら従来の倫理学研究は、たとえばJ・ライリの研究にみられるように、幸福概念の多元性として複数性を考察するという部分的なものに留まっており、必ずしもミルの実践哲学全体の特徴として複数性に着眼しているわけではない。本発表はそれに対し、ミルの実践哲学全体を見渡し、彼の実践哲学の方法である実践の論理、幸福や望ましい目的に関する議論、道徳科学の方法のひとつである物理学的方法(具体的演繹法)、道徳語ないし評価語に関する議論が複数性という点で関連していることを明らかにすることによって、ミルの実践哲学にみられる複数性をより包括的に捉えることを試みる。

本発表では、まず、ミルの実践哲学の方法である実践の論理を確認し、それが人間の行為にとって望ましい目的を設定するアートと、その目的を達成するための手段を提供する道徳科学から成ることを確認する。次に、実践の論理において設定される望ましい目的が複数ありうることを確認した後で、この目的の複数性が幸福の具体的な内容の複数性に直結していることを指摘する。そして、幸福内容の複数性が複数の命題を組み合わせて推論するという、ミル独自の道徳科学の方法である物理学的方法とも結びついていることを説明する。最後に、人間の行為にとって望ましい目的が複数ありうることはそれに関わる評価語も複数ありうることを含意しているが、ミルがとりわけ強調したのはこの評価語の複数性であることを論じる。このように、本発表は複数性という観点からミルの実践哲学を考察することを主題とする。

個人研究報告

福音主義と科学・自然神学・自助の精神 —デイヴィッド・リヴィングストンのアフリカ開発構想とその知的文脈—

鈴木 平 (慶應義塾志木高等学校)

デイヴィッド・リヴィングストン (David Livingstone, 1813-1873) は、19世紀のイギリスを代表する探検家、宣教師であり、医師、自然科学者でもあった。スコットランド福音主義の自然神学と科学の中で育った彼は、その大きな影響下で自由貿易と植民地化計画を軸とするアフリカ開発構想を提唱した。本発表は、このような思想系譜を担うリヴィングストンのアフリカ開発構想が、彼の同時代人、とくにアフリカの植民地化を主導した外交関係者、政治家等によって受容されるなかでいかに変質していったのかという問題を念頭に置きつつ、リヴィングストン自身の活動の、本来の意図と思想的源泉を明らかにすることを課題としている。そのための試みとして、本発表では以下に述べる三つの事柄を指摘したい。

第一に、リヴィングストンの思想と活動を本質的に理解するためには、従来の研究では見落とされがちな彼の渡航以前の知的コンテクストに注目しなければならないということである。リヴィングストンのアフリカ探検は、科学的探索調査であったと同時に、神の恩寵を確かめ信仰を深めるキリスト教徒のフィールドワークでもあった。彼のアフリカ開発構想は、奴隷貿易反対運動家バクストンのアフリカ救済策を土台とし植民地化計画が強調されたものだったが、根本的にはリヴィングストンが長年過ごしたブランタイアの紡績工場での経験によるところが大きかった。彼の構想は工場共同体で培われた慈善や相互扶助、自助の精神、スコットランド人としての誇りという素地をもち、スコットランドの聖職者にして天文学者のトマス・ディックの宗教、科学思想をきっかけに大きく転換し、さらに自然科学研究を通じ生物学者リチャード・オーウェンの思想から影響を受け、ほぼこの段階でその基盤を確立した。

第二に、こうした思想的源泉にもかかわらず、リヴィングストンの構想は、本来的な起源と思想系譜を離れ、イギリス帝国史上新たな社会的役割を果たすことになった。その象徴的史実は、彼の支援者ヘンリー・スタンリーがレオポルド2世のコンゴ自由国の植民地化に加担したことだが、リヴィングストン自身も著作や講演を通じて植民地化計画を提唱し、政府や為政者とも積極的に関わり多額の援助を受けた。そのため、リヴィングストンの構想は列強のアフリカ争奪の道徳的根拠ともなった。従って、リヴィングストンの本来の意図がどのようなものであったにせよ、彼がアフリカ争奪と直接間接に関わり、帝国文化の実践家としての役割を果たしたという事実は認めなければならない。

そして、第三に、リヴィングストンをリヴィングストンたらしめたのは、その人格はもちろんのこと、何よりも時代思潮だったということである。彼はイギリス社会の進歩について楽観的見解を持っていた。自らの活動の根幹を成す思想を信じて疑わず、神無き人道主義や人種主義を人々がどう理解し実践するのか、博愛的な宣教主義と善意にはどのような限界があるのかという問いに、答えることはなかった。ヴィクトリア時代の申し子にして過去の時代の生き証人でもあり、頑ななまでに理想を追い続けたリヴィングストンの知的文脈は、彼の偉大さと悲劇の原因ともなった。世界の複数性論やキリスト教的世界観に基づく経済思想も、また、福音主義の互惠主義、人道主義に基づく宣教思想やユートピア的共同体思想も19世紀のイギリスに厳然と存在し、多くの人々がそれらを理解し共有しており、外交政策をも動かし他国へ影響を及ぼすほど社会的に機能していた。こうした歴史的現実の重みを、リヴィングストン思想の評価とは別に、歴史認識として踏まえなければならないであろう。

個人研究報告

ヴィクトリア期の時代思潮における中世主義と古典主義

深貝 保則 (横浜国立大学)

19世紀半ばブリテンにおいて中世を理念化する思潮が登場した。徹底した自己否定から突き抜けて肯定へと向かうカーライル『サター・リザータス』には、世紀初頭のロマン主義に似て近代の諸徴候に対する反撥への側面もたしかにある。だが同時に、絶えず他者との比較のうちに身を置き、時間も意識も断片化された生活のなかに追込まれる近代の精神状況に対して全体性の回復を志向する点において、中世主義を介して新たな社会的結合に向けて進む動因をうちに秘めていた。のちには、ヘンリー8世の時代にかこつけて common weal を語る世紀末以降の政治哲学の一傾向のうちに、カーライルからの直接の継承ではないにせよヴィクトリア期を通底する思潮の一端を見出すことができる。他方、レイノルズ以来のアカデミーの権威に反撥する形で始まったプレ・ラファエルは、当初は日常的で自然な素材を扱いつつ、絵画に盛り込まれた物語性を読みとることを見る側に求めた。宗教的な題材にも日常を描き込むその姿勢は神の権威を損ないかねないとして物議を醸したが、やがて、自然そのもののうちに素材を求めるミレーの活躍などのなかでプレ・ラファエル同盟は空洞化していく。替って、オックスフォード運動の雰囲気は漂うなか、その緊張から逃れるかのように大陸の中世の建造物と向き合うことからその歩みを始めたロセッティ、バーン＝ジョーンズ、モリスが第2世代を形作っていく。「ラファエル以前へ」を標語にアカデミーの権威に叛旗を翻しつつも日常や自然に向かう第1陣とは異なり、第2陣は明白に、中世的なものうちにその境地を切り拓いていった。

いま、文芸思潮としてのカーライルと絵画におけるプレ・ラファエル、それぞれの「中世主義」に触れたが、これらはいずれも18世紀啓蒙以来に典型的な進歩論の系譜とは異なる思考様式であり、過去あるいは自然的なものの中に理想的な姿を見出す。さらに過去という理想像を鏡に現況に批判を構えることにもまして、新たな社会結合の可能性を、社会工学的な思考流儀とはまったく異質なスタイルで提示する。News from Nowhere を届けるモリスは、その典型例であった。

さて、ヴィクトリアの時期にあってブリテンでは、中世主義と並んでいまひとつ、過去のなかに理念的なものを求める強力な思潮があった。アーノルドが『教養と無秩序』で捉えたようにカーライルの禁欲・厳格主義はヘブライズムの象徴的な事例であったが、いまひとつのヘレニズムもまた、有力な理念像の中核にあった。産業化の進展や社会的流動性の高まり、そしてその弊害への処方としての教育の普及により一層のこと、大衆的な発言の影響と商業精神の蔓延が見られるなかで、いかに人間的な向上・陶冶の可能性を見定めるのか。—この素朴ともいえる問題に向き合うに当たって、19世紀半ばともなると却って、向上や進歩のめでたい帰結に委ねることはできなかった。人間完成可能性を掲げるフランス革命期の議論とは対照的に、ミルもまたその陶冶論において、限られた範囲での修養の可能性を見定め、アーノルドのいうヘレニズム的なヴィジョンに託したのである。

古典古代を論じるに当たってローマを掲げる18世紀の言説とは異なり、ヴィクトリア期のそれはギリシアを論じることが多いが、その場合に統治の質に照明を当てる系譜の存在にも注意を向ける必要がある。フランス革命の急進性を批判的に捉える1810年代までの風潮のなかではミトフォードの『ギリシア史』が好評を博したが、これに対して功利主義的系譜とも思想交錯のあるグロートのそれは世紀半ばにおいて、デモクラシーの可能性をポジティブに描くものとして受け入れられた。19世紀半ばにあって陶冶およびデモクラシーの面で古代ギリシアを模範型とする議論は、現況からの発展的展開の可能性に向かう点において、現況への批判のなかに新たな社会結合の可能性を探る中世への志向とは好対照をなしている。

個人研究報告

18世紀中葉における文明社会史観の諸相

野原 慎司 (京都大学)

18世紀中葉におけるスコットランドとフランスにおける多方面にわたる知的活動の開花は、社会観とその歴史的視座に関する研究にも及んだ。ミークによると、生活様式の区別に基づく社会の史的発展段階論が、チュルゴと並んで、1750年代にスミスにより史上初めて明確に打ち出されたという。その後、17世紀後半のプーフェンドルフに、商業社会をも含んだ発展段階論が見出せるとの見解が歴史学者ホントにより打ち出されたが、反論がなされたほか、筆者がプーフェンドルフの著作『自然法と万民法』のうちホントが論拠とした箇所にあたって確認した範囲内でも、プーフェンドルフには、スミスの商業社会観の理論的基礎となる交換に基づく社交性という考え方こそ見出されるものの、商業社会と呼べるような社会観を確認することができなかった。したがって、スミス、チュルゴにおける、発展段階論の創出の画期性は、いまだついていないように思われるのである。また、チュルゴは、発展段階論に加えて、1750年に史上初、完全な形で進歩史観を案出したともされている。また、ミラボーは、1756年に史上初めて、『人間の友』において、名詞形で「文明 civilisation」概念を用いたとも言われている。

なお、発展段階論、そしてそれに基づく商業社会観とは、生活様式に基づく経済的区分であるが、文明社会とは、そのような経済的区分のみならず、広く人々の習俗、学問・技芸の発展の程度をも指すものであり、野蛮（未開）状態との対比において用いられるものである。本稿での考察の対象は、発展段階論に限らず、広く文明社会とその歴史という視座である。そして、野蛮、文明と社会が発展するとの認識には、古典古代ローマ文明がやがては滅亡したことから類推し得るように、同時代ヨーロッパ文明も滅亡という歴史をたどるのか、そして歴史は循環的なものであるのかという問いが根底において伴っていた。スミス、チュルゴ、ミラボーの文明社会史観は、それぞれに固有な形での、それらの問いへの答えであると、ある意味言うこともできよう。

なお、フィジオクラートは農業社会というものを、その経済学の基礎となる社会認識に据えており、その点ではスミスの経済学と異なるのであるが、フィジオクラートにおいても、商業社会、あるいは商業の精神と呼ばれるものが指し示す社会状態への言及が存在していた。にもかかわらず、彼らが農業社会を経済学上の前面に据えたのは、彼らの文明社会史観に基づくものであった。

このように、1750年代以降には、ブリテンとフランスの両方で、歴史的視座に基づいた社会観である文明社会史観が勃興し、社会観・歴史観上のパラダイム転換が生じたのである。経済学の想定する社会観がどのように成立したかを捉えるためにも、1750年代以降においてブリテン・フランスをまたぐ、文明社会史観の成立史を研究することが必要である。拙報告では、スミス、チュルゴ、ミラボーそれぞれにおける文明社会史観の検討、比較考量を行うことで、文明社会史観の成立史の一端に迫りたい。

個人研究報告

エドモンド・バークの「社会契約」論

高橋 和則 (中央大学)

本報告は、エドモンド・バークの政治思想を理解するに当たり、主著『フランス革命についての省察』で展開された「社会契約論」を分析することで、社会が持つ基底的价值を解明することを目的としている。従来の研究でもこの点は取り上げられたが、その際はバークの議論の反啓蒙主義という性格から、啓蒙主義の代表格である社会契約論とその論者に対する批判という要素が強調されてきた。それは間違いではないが、しかしここではバークが社会契約という概念そのものを否定しているわけではないことに注目して、バークの議論を検討して見たい。

まず社会契約と例外性について論ずる。バークは社会契約論者ではないが、彼らの論法に依拠して、その差異を明示することで自己の認識と思考を展開している。そこで確認されるべきことは、従来提示されてきたほどには、バークの社会契約概念は「非」社会契約論的ではないということである。ジョン・ロックのそれとは対立するが、バークの認識はホブズの議論に(価値評価は別として)接近しているといつてよい。一般的に社会契約論では自然状態は理論的仮設として扱われるが、バークはより現実的なもの、ないし現実的な危機として認識している。それはいわゆる文明社会であるイギリスやフランスにも萌芽の形で残存しており、その拡大に対する危機感がバークの政治理解の枢要な部分をなしている。

次に自然状態と正義について論ずる。ここでは所有権についての議論が素材となる。といっても、ロックに見られるような所有権論という形ではない。自然状態の一つの在り方として、正義の不存在をバークは念頭に置いており、例えばフランスにも土地の没収という形でそれを見出すことができると論じている。ここでバークはキケローの『義務について』に依拠しながら論じており、それとの関係から、市民社会が一定程度正義の達成された状態であるとバークが強調していることを確認する。

さらに自然状態と中間団体について論ずる。自然状態の特徴の第二として、バークはばらばらな個人だけが存在していることを指摘している。これも現実の問題であり、フランスで急激に行われた中間団体の破壊が、それを現出するものとバークは主張しているのである。その意味でバークは、この「社会の下位区分」を重視する中間団体論者と言ってよい。バークがこれを重視するのは、自らの「望み」(please, pleasure)に基づく恣意的な統治ではなく、「意見」(opinion)に基づく統治こそが適切であると考えており、その「意見」とは、こうした中間団体において形成されていくものと認識しているからである。

バークは政治において、絶対的に依拠すべき基盤となるものはほとんどない、と論じているが、この一連の議論からすれば、例外的に社会に基底的な価値を与え、政治を思考する場合の出発点と認識していたことは明らかだと思われる。

個人研究報告

アダム・スミスにおけるストア哲学の言語 —ポリティカル・エコノミーへの道—

古家 弘幸 (徳島文理大学)

18世紀スコットランド啓蒙の道德哲学において、社交性 (sociability) をめぐる議論は、ストア哲学に強く影響された言語を用いて書かれた。シャフツベリを継承したハチスン、善悪の区別をストア哲学の長所と捉え、徳性を知覚する能力としての道德感覚に基づき、ストア哲学の教えに従い有徳に行動することで公益が実現できると論じ、マンドゥヴィルを批判しようとした。アダム・スミス在学中のグラスゴー大学では、ハチスンの影響下でギリシア・ラテンの古典研究が再興し、その中からストア哲学の古典であるマルクス・アウレリウス『省察録』のハチスンによる英訳が生まれた (1742年)。本報告は、ストア哲学の言語が、この英訳本からスミスの道德哲学に継承され、やがてポリティカル・エコノミーの言語に発展していったプロセスに光を当てる。

『道德感情論』(1759年)において、社交性に関するスミスの議論は、グラスゴーにおけるハチスンの講義に大きく影響されていた。しかしストア哲学に対しては、スミスは人間的自然に根付く社交性というその発想を重視しながらも、ハチスンへも継承されたストア哲学の道德的完全主義、決疑論的 (casuistic) な方法からは距離を置くスタンスを取った。スミスはストア哲学では否定的に捉えられがちであった人間の情念や感情などを、社交性の洗練に有用とみなした。近代の商業社会に相応しい道德哲学を構築するために、スミス独自の読解に基づき、ストア哲学の言語を改良する方途を選んだのである。こうして「自然の欺瞞」や「見えざる手」などのスミス独特の用語が生まれ、マンドゥヴィルの道德的相対主義だけでなく、「功利性」を重視したヒュームの懐疑論からも距離を置くスミスの道德哲学が成立した。

スミスのストア哲学理解と、その言語の独特な使用法は、自然法学の枠内の正義論からポリティカル・エコノミーの言語の構築に道を開き、やがて『国富論』(1776年)を生むこととなる。その過程でスミスは、とりわけキケロの『カトー、または老境について』を、マルクス・アウレリウスの『省察録』に見られた厳格主義を免れている優れたポリティカル・エコノミーの言語として参照した。老年には農業こそが喜びと利益をもたらす、自然の美を感じさせ、老年に最も相応しい職業となり、最大の富と美、徳を実現すると描いたキケロは、スミスにとって富と徳の両立可能性、マンドゥヴィル批判への新たな回路を指し示した。マルクス・アウレリウス経由のストア哲学の言語による、単なる規則としての道德論に留まらず、そこにキケロを通じたストア哲学の言語を加えて、情念や美的感覚から富が生み出されていくダイナミズムを描く新しい社交性の理論に歩を進めることで、スミスにおけるポリティカル・エコノミーの言語の可能性が開かれたわけである。

スミスはキケロを通じたストア哲学の言語を用いることで、都市の商業から引退後に土地の改良に従事する「商人地主」像を、近代の商業社会で富の創出に最も貢献する有徳な階層として描いた。スミスのポリティカル・エコノミーの言語においても、ストア哲学の言語と同様、「独立」は「美」と同義であり、「美」は富と徳を両立させる意味で用いられた。「美」を最もよく体現するのが農業であり、その最適な担い手が、地主の利益と資本家の利益を同時に追求しつつ、党派心と無縁である商人地主であった。彼らの「独立」は、自己利益の追求を最大限に可能にし、「見えざる手」を通じて農業に資本を集め、富の創出を最大化するとスミスが独特の主張を述べる上で、キケロを通じたストア哲学の言語は有用であった。これはストア哲学に強く影響されたハチスンの道德哲学をヒュームが既に破壊してしまった後の時代にあって、それでもスミスをしてヒューム的な懐疑論に陥ることなくマンドゥヴィル批判を可能にした戦略であり、スミスのポリティカル・エコノミーの言語はその産物であった。

【付記】 本稿は、平成22年度科学研究費補助金 (若手研究B) の研究成果の一部である。

個人研究報告

ロック同意論の再検討

小城 拓理 (京都大学)

一般には社会契約論として知られるジョン・ロック (John Locke) の同意論は、名誉革命後のイングランドはもちろん、アメリカ独立革命やフランス革命にも大きな影響を与えたとして高く評価されてきた。しかし、こうした現実政治への影響とは裏腹に、ロックの同意論はヒュームを嚆矢とする痛烈な批判にさらされ、時代が下るにつれて批判の対象としてのみ言及されるようになり、歴史の片隅へと追いやられてしまった(飯島昇蔵[2001])。

そして、このような傾向は現代のロック研究においてもさほど変わらないように思われる。例えば、アッシュクラフトは、『統治二論 (Two Treatises of Government)』における同意及び正統な政治社会の設立に関するロックの議論ほど問題を残している部分はないとしている (Ashcraft[1987])。またダンもロックの用いる暗黙の同意 (tacit consent) の議論を挙げつつ、ここからはいかなる一貫した妥当な原則も導けないと述べている (Dunn[1980])。

だが、以上のような批判や解釈はいったいどこまでの的を射ているのであろうか。今日、ロックの同意論には何の意義も見出せないものであろうか。以上の問題意識を踏まえた上で、本発表の目的は二つある。第一の目的は、ロックの同意論、特に社会 (society) に加入する際に人間の行う同意の内実を詳らかにすることである。そして、第二の目的は、ロックの同意論への批判、特に暗黙への批判を検討し、暗黙の同意の議論の有する意義と限界を見定めることである。

以上の目的のために、現時点で本発表は以下二つの段階を進む予定である。まず、第一段階では、自然状態にいる人間が社会に加入するためになす同意を分析する。結論から先に記すと、ロックの同意とは、統治 (government) への服従義務を負うことへの同意ではない。ここで押さえておかなければならないのは、ロックが人民の抵抗権の主張のために社会と、これを基盤とする統治とを区別している点である。そして、ロックは、社会加入の同意が統治に服従することへの同意ではなく、社会の多数者に服従することへの同意だとしている。では、社会の多数者に服従することへの同意とはいかなる同意なのだろうか。ここでは『統治二論』第8章を中心に読解しつつ、この点を明らかにする。

続いて第二段階では、まず、同意の二つの表し方、すなわち明示の同意 (express consent) と暗黙の同意のうち、特に後者の内実を示す。この暗黙の同意というのは、統治下で生まれ育った人間や一時的に滞在する外国人を念頭に置いたものと思われる。要するに、ロックは明示的に同意を表していない者も、暗黙のうちに同意を示していると考えているのだ。しかし、暗黙のうちに同意を示すとはいかなることであるのか、その内実は判然としない。そして、そうであるがゆえに、これまではヒュームを始め、暗黙の同意とは、事実上、居住の事実から本人の同意を推定するものであり、およそ自由な同意ではないと批判されてきた。この批判がどこまで妥当であるのかを検討するためにも、まず、ロックの言うところの暗黙の同意とは何かを説明する必要があるだろう。ここでは暗黙の同意とは、いったい誰を、どの程度拘束するのかを明らかにする。その上で、この暗黙の同意への批判を取り上げ、その妥当性を検討する。ここで重要なのが、ロックの自然法である。というのも、ロックの自然法は自然状態でも、社会においても守られねばならない永遠の規則であるからである。つまり、この自然法は同意が成立するための条件にも深く関わっている。この条件をロックのテキストから析出することで、暗黙の同意への批判にどの程度応じられるかを見ていこう。以上の議論によって、ロック同意論の意義と限界が明らかになると思われる。

個人研究報告

命題記憶と記憶知

櫻木 新 (芝浦工業大学)

1. 記憶知の問題

我々のもつ命題的な知識のほとんどは、記憶によって何らかの形で保持されているに違いない。しかし、その保持のあり方が認識論上の問題を構成することはよく知られている。どのような種類の知識であれ、それが新たに獲得される時には、その時にそこにある何らかの要素によって基礎付けられているに違いない。しかしこの知識が記憶によって保持された場合、このそもそもそこにあった基礎が知識内容と同じように記憶によって保持されている保証はない。実際、我々はしばしば自分が記憶していると信じる知識について、それがどうやって獲得されたのか、それをどういった理由で信じるに至ったか、といった事柄を全く覚えていないが、他方でこの事実は我々からその知識を奪うようには思われないのである。では記憶によって保持された知識は一体、どのようにして基礎づけられているのであろうか？

2. 内在主義と外在主義

この問題に対し、二つの全く異なるアプローチが提案されてきた。既に述べたように記憶知の問題は、我々が記憶していると考えられる知識の多くについて、それがそもそも持っていたであろう認識上の基礎を全く記憶していない、という素朴な事実由来する。認識論的内在主義を受け入れる限りこの事実は、記憶された知識について今現在意識可能な、何らかの認識上の基礎を要求するように思われる。たとえば典型的な基礎付け主義者は、記憶知の基礎は「思い出す」(recall)という現在の経験に存すると主張し、思い出された知識のそもそもの獲得に関わるような過去の事柄を記憶知の認識上の基礎から除外することを提案する。他方、内在主義を否定する哲学者達は、この問題に対してごく単純な解決を計ることを試みる。すなわち、内在主義を放棄すれば、記憶された知識の基礎が我々が今現在意識できる何らかの要因であると考えする必要はなく、従ってそれがそもそも獲得されたときのもとの同一であるという主張に何らの問題も存在しないように思われるのである。

3. 命題記憶と記憶知

これらの二つのアプローチはそれぞれ、その立場(認識論的内在主義・外在主義)を支持する一般的な議論・直観に加え、記憶知の問題に固有の利点をもつ。他方、それぞれの立場のもつ一般的な問題に加え、それぞれが記憶知に固有の問題を孕んでいるように思われるのである。本発表では、それらの二つの異なったアプローチを支持する議論・直観と、それぞれのもつ問題を出発点として、特に命題記憶の機能の観点から、擁護可能な記憶知の理論への展望が検討される。

第1報告
ホッブズと17世紀「大陸合理論」の哲学
—ライプニッツへの影響を中心に—

伊豆蔵好美 (奈良教育大学)

一般に、狭義の西洋哲学史の教科書においてホッブズが重要な哲学者として大きく取り上げられることはまれであり、まったく言及されない場合も決して少なくはないようである。私見によれば、それはホッブズの哲学自体の内容や質に起因するというよりはむしろ、これまでの哲学史に引き継がれてきた伝統的な構図によるところが大きいに思われる。すなわち、標準的な哲学史の教科書において近世ヨーロッパの哲学思想は、多くの場合いわゆる「大陸合理論」と「イギリス経験論」との対立拮抗という図式のもとで整理されてきたが、この図式を前提とする限り、ホッブズは「イギリスの哲学者」でありながら、ある意味においては「大陸合理論」の哲学者たち以上に「独断論」的な「合理主義」を標榜した、いわば「鵝(ぬえ)」のような存在としてほぼ自動的に排除されてしまうのである。

ところで、この「大陸合理論」と「イギリス経験論」の対立図式に立脚した近世哲学史の整理は、これまでもしばしば指摘されてきたとおり、カントがその二つの潮流を調停・総合し、新たな超越論的哲学への途を拓いたとする近代哲学史観に由来していると思われるが、この哲学史観に基づく限り、デカルト以降の哲学の中心課題はもっぱら客観的な自然認識の成立条件の解明にあったことが暗黙のうちにほぼ自明視され(「第一哲学」としての「認識論」)、当の二つの潮流の対立の内実は、17世紀の範囲では、生得観念説や実体概念を批判したロックの『人間知性論』とそれを再批判したライプニッツの『人間知性新論』による応答とであらかたカバーできるものに実質的には切り詰められてしまう。だからこそ、ライプニッツによるこの応答を結節点として、デカルト、スピノザ、ライプニッツと迎られる「大陸合理論」の系譜と、ロック、パークリー、ヒュームと並べられる「イギリス経験論」の流れとが、あたかも近世哲学史の必然的な展開であったかのように対比されつつ結びつけられることにもなったのであろう。

けれども、当の図式的整理の中で占めるべき位置をもたずに狭義の「哲学史」から排除されてきたホッブズと、「大陸合理論」の系譜に位置づけられてきた三人の哲学者たちとの間に存在した影響関係にあらためて光を当ててみるならば、旧来の図式的整理には収まらないまったく別の17世紀哲学史が見えてくるように思われる。

実際、ホッブズにとってのデカルトとの、そしてスピノザおよびライプニッツにとってのホッブズとの関係は、それぞれの哲学にとって、けっして哲学史上のたんなるエピソードにとどまらない重要な契機となっていた。たとえば、ホッブズが「哲学者」として広く世に知られるようになったのは、フランス亡命中にメルセンヌによりデカルトの『省察』に対する「第三反論」の執筆者に抜擢されたことが大きなきっかけであり、ホッブズ自身にとってもデカルト形而上学との対決は自らの哲学的立場を確立する上で重要な契機となった。また、スピノザの徹底した自然主義に立脚した人間論や政治論さらには宗教論は、直接の影響関係をどこまで認めるかは議論の分かれるところであるにしても、少なくともホッブズにきわめて近い立場や関心から展開されていた。さらに、ライプニッツはデカルトやスピノザの哲学に本格的に取り組む以前の最初の思想形成期においてすでにホッブズの著作をかなり綿密に検討しており、そこから後のデカルト批判へとつながるいくつかの重要な着想を獲得していたのである。

今回の報告では、そうしたホッブズと「大陸合理論」の哲学者たちとの関係の中から、とくにライプニッツへのホッブズの影響を取り上げ、それに注目することで17世紀の哲学を読み解く上での若干の新たな視点が得られないかどうかを考えてみることにしたい。

第2報告

17・18世紀イギリスにおける公信用をめぐる議論とリシュリユー卿

伊藤誠一郎 (大月市立大月短期大学)

アダム・スミスの経済思想が、「富と徳」という並存するアンビバレントな価値観と自然法学によるその超克という形で成立したという説は、ホーコンセンや田中正司によるスミスの『法学講義』の綿密な検証によって今日では経済思想史における共通の知識になっている。つまり、自然法学の一部として経済学は「誕生」したと。しかし、『富と徳』の巻頭論文を含むI. ホントの『貿易の嫉妬』(2005年)は、そもそもスミスが『国富論』のなかで言おうとしていたことは何であったのかという問いを改めて提示した。彼によれば、スミスは自然的自由の理想を唱えたというより、その理想をもちつつもいかに現実に対応するかをむしろ示した。これは、初期のホントを批判しつつ忠実に『国富論』を読む』(2005年)ことの結果出した竹本洋の結論と皮肉にも同じであった。つまりより徹底した“リアリスト”というスミス像であった。こうした現実主義的な経済思想はそもそもこれまで「重商主義」という言葉で表現されてきたものであり、ホップズを契機として著書に軸を通すホントにとっても、ステュアートを含むいわゆる重商主義研究を経てきた竹本にとっても、そうした現実主義者＝スミス像は自然なものだったといえよう。本報告で試みるのは、スミス以前の経済に関する問題のなかでも最もパンフレティーアの興味を集めたもののひとつである公信用についての議論に焦点をあて、現実主義的な経済思想の具体的な姿を探り出すことにある。そこではリシュリユーの『政治的遺言』がひとつの導きの糸となる。ホント以前に展開されたマイネッケやタックによるヨーロッパの国家理性論史のなかで、リシュリユーはいわば国家理性の具現化としてしばしば言及されてきたが、リシュリユー自身の言説についての位置づけについては必ずしも明確であるとはいえない。確かにかれの『遺言』はその執筆者が誰なのかという議論はあるが、1688年にオランダで出版されて以来、とくに財政の問題が論じられる際、リシュリユーの名前のもとでその著作はひとつの重要な範型となり続けた。つまり、リアリズムの政治思想が経済思想においてどのような形で展開していったかということを考えるとき、リシュリユーの財政についての議論が重要なモチーフとなっていた。たとえば17世紀末から18世紀初頭にかけてイングランドで活躍したチャールズ・ダヴナント、そして半世紀後ダヴナントから信用論の大きなヒントを受けたサー・ジェームス・ステュアートはいずれも少し異なる視点から『遺言』のなかの財政論を多様に参照していた。この系譜を追うことは、結果としてではあるが、ホントがその中にリアリズムを見出したスミスの理想とは異なる形での、より本質的に現実主義的な経済学の可能性があったことを示すことでもある。ダヴナントはその主著『公収入交易論』(1698年)のなかで商業の不可欠の「エンジン」である信用の「回復」の策を、健全財政の遂行による公信用の建て直しに見出したが、他方、その後のパンフレットでは信用の濫用の果てに行き着く国内政治の腐敗やヨーロッパの「勢力均衡」の崩壊を危惧していた。この公信用がもたらす内外の政治の危機への警告はヒュームのそれとほとんど同じ構図だといえよう。それに対しステュアートは、政治的危機の可能性を声高に唱えるというよりも、あくまでも信用の“維持”にこだわったといえる。つまりステュアートは『公収入交易論』のダヴナントと同様に信用、とくに公信用の有用性を重視しているが、この点は公信用を含めそもそも紙券信用そのものに否定的なヒュームとは根本的に異なる。ヒュームはリシュリユーへの言及をすることは無いのに対し、ダヴナントは健全財政論のよりどころとして、ステュアートは公信用維持の失敗例のフランスの代表格としてそれぞれリシュリユーの財政論を議論の支柱としていた。本報告ではこうした、リシュリユー、ダヴナント、ステュアートという基本線を、ステュアートの『原理』の準備手稿の検討によっても裏付けたい。

第3報告

J・S・ミルの政治的課題

矢島 杜夫(国学院大学)

J・S・ミルの政治的見解を見る場合、民主主義の問題を抜きには語れない。17世紀中葉にイギリス革命を体験して以来、近代民主主義はフランス革命を経て19世紀中葉のミルの時代にさらに成長・拡大していった。ベンサムや父ジェイムズ・ミルは、この民主主義の拡大・発展に大いに期待し、また「哲学的急進派」(ベンサム派)を作って議会改革や選挙権の拡大等、この発展に積極的に貢献したのである。ところが、民主主義が拡大するや、今度は新たな問題が生じてきた。それが「多数者の圧力」ないし「多数者の専制」という問題である。特権階級を倒し、権力を手に入れた民衆が歴史の舞台に登場するや、民主主義はこの世論の横暴に手を焼くことになったのである。ミルはこの問題をトクヴィルの『アメリカの民主主義』(第I部1835、第II部1840)から学び、この問題がやがて深刻な問題になることを『自由論』(1859)で訴えたのである。アメリカでは「諸条件の平等」が見られ、個性は失われ凡庸化と画一化が進んでいることに気付き、そのような社会では、個人は社会にほとんど抵抗することはできなくなり、多数者の言うままになるという。

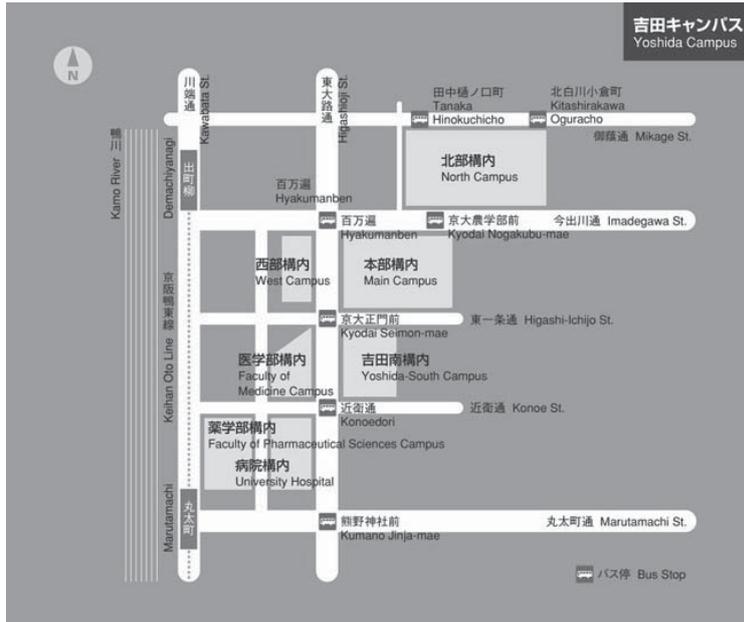
そのような状況の中でミルは、各人が個性と多様性を涵養することの重要性を訴える(On Liberty, chap. III)。『自由論』ではこの見解をヴィルヘルム・フォン・フンボルトから受け入れているが、それはミルが受容したロマン主義の思潮と共鳴するものである。『自由論』の論調には、明らかにロマン主義の影響が見られ、これがとりわけミルの他の著作との違いを特色付けている。

しかしミルは、このロマン主義の思潮を受け入れながらも、ベンサムや父の功利主義の見解を排除したわけではなく、急進的な改革を求める「哲学的急進派」の人々も保守派の人々の見解を受け入れる必要のあることを認め、この異なる思潮と葛藤し、その上に自らの見解を築いていったのである。やがてそれは、感情や美的要素も含めた「より広い意味での功利」として、ベンサムや父の功利主義を修正していくことになるのである。

ミルの『自由論』の課題が社会的自由、つまり多数者の支配から少数者の自由を守ろうとするところにあることから、ミルは少数者(エリート)の自由を主張したとする見解が生じたが、これは全くの誤解である。ミルの『自由論』の課題は、エリートと大衆双方を批判することであった。ミルは『自由論』で述べた原理を具体的に実現するために『代議政治論』(1861)を著す。そして、優れた統治形態の基準を人々がその統治形態を受け入れる意志と能力、徳性と知性に見出し、そのような条件を十分満たすことのできる統治形態が代議政治であることを示す(第2、第3章)。さらに、国民が代議政治に参加することが重要になる。つまり、代議政治が優れた統治形態であるのは、ひとえに国民自身が自ら考え、自ら行動することができるという自由・自助の精神を涵養することができるからである。ここに『自由論』の精神を見出すことができる。

また、民主政治の最大の問題の一つである「世論の専制」や衆愚政治へと墮落する危険を避けるために、ミルは「複数投票制」や「ヘア式比例(個人)代表制」という手段に訴える。特にミルが重視したのが、トマス・ヘアの考案した「比例(個人)代表制」— ランク別に得票数に枠を設け、優れた資質のある個人に投票して、余った残りの票数を次の候補者に回す — であり、ミルはこの制度を「政治技術上の一大発見」とみなし、ベインの語るように、ミルの努力は数的多数者の圧制から少数者の利害を守ることに向けられたのである。

京都大学（吉田キャンパス）への交通案内



■住所

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学 吉田キャンパス

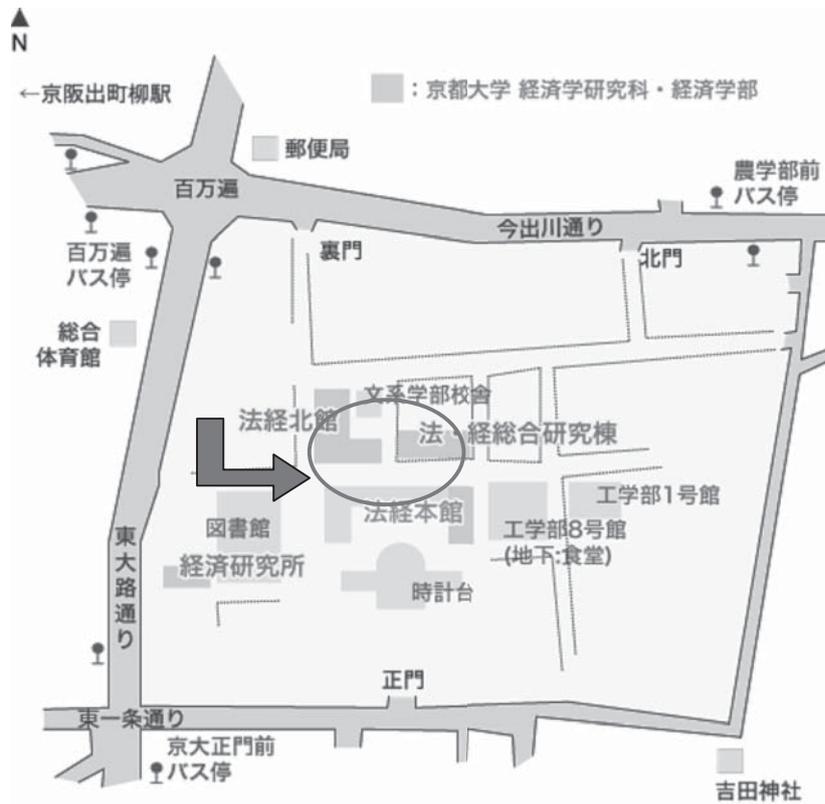
■交通アクセス

主な交通機関

主要鉄道駅	利用交通機関等	乗車バス停	市バス系統	市バス経路	本学までの所要時間	下車バス停
JR / 近鉄 京都駅から	市バス	京都駅前	206 系統	「東山通 北大路バスターミナル」行	約 35 分	京大正門前 又は百万遍
			17 系統	「河原町通 錦林車庫」行	約 35 分	百万遍
阪急河原町駅 から	市バス	四条河原町	201 系統	「祇園 百万遍」行	約 25 分	京大正門前 又は百万遍
			31 系統	「東山通 高野・岩倉」行	約 25 分	京大正門前 又は百万遍
			17 系統	「河原町通 錦林車庫」行	約 25 分	百万遍
			3 系統	「百万遍 北白川仕伏町」行	約 25 分	百万遍
地下鉄烏丸線 烏丸今出川駅 から	市バス	烏丸今出川	203 系統	「銀閣寺道・錦林車庫」行	約 15 分	百万遍
			201 系統	「百万遍・祇園」行	約 15 分	百万遍又は 京大正門前
地下鉄東西線 東山駅から	市バス	東山三条	206 系統	「高野 千本北大路」行	約 20 分	京大正門前 又は百万遍
			201 系統	「百万遍 千本今出川」行	約 20 分	京大正門前 又は百万遍
			31 系統	「修学院・岩倉」行	約 20 分	京大正門前 又は百万遍
京阪出町柳	徒歩	(東へ)			約 20 分	
	市バス	出町柳駅前	201 系統	「祇園 みぶ」行	約 10 分	百万遍又は 京大正門前
			17 系統	「錦林車庫」行	約 10 分	百万遍

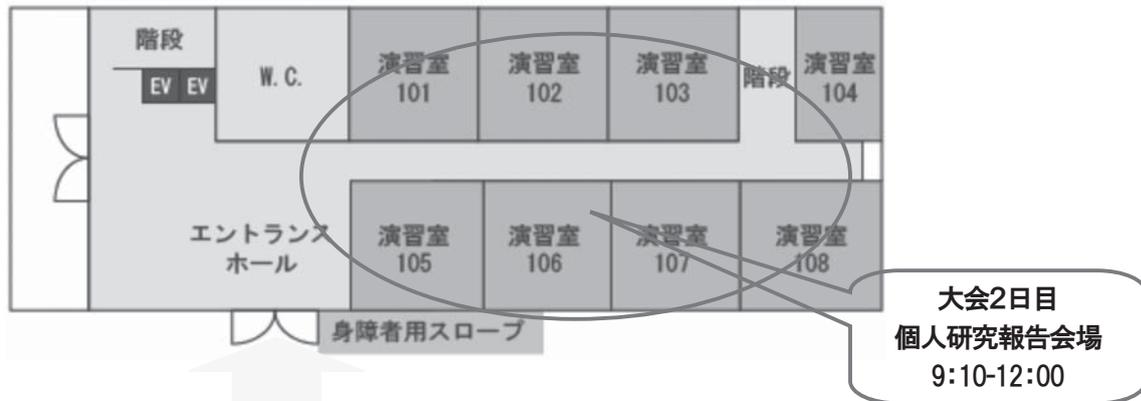
建物案内図

百万遍

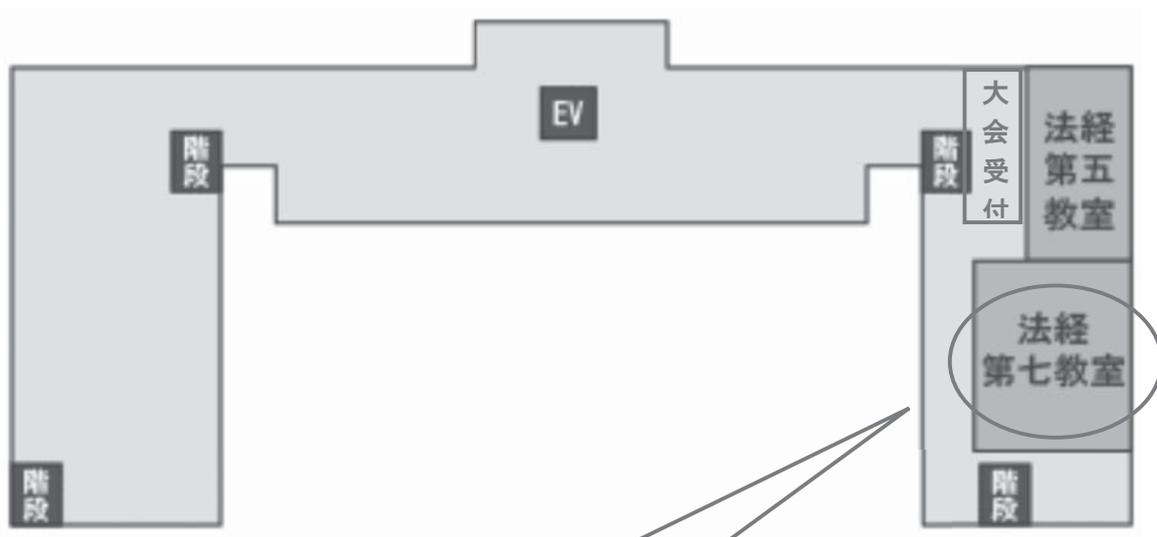


会場案内図

法経東館 1F

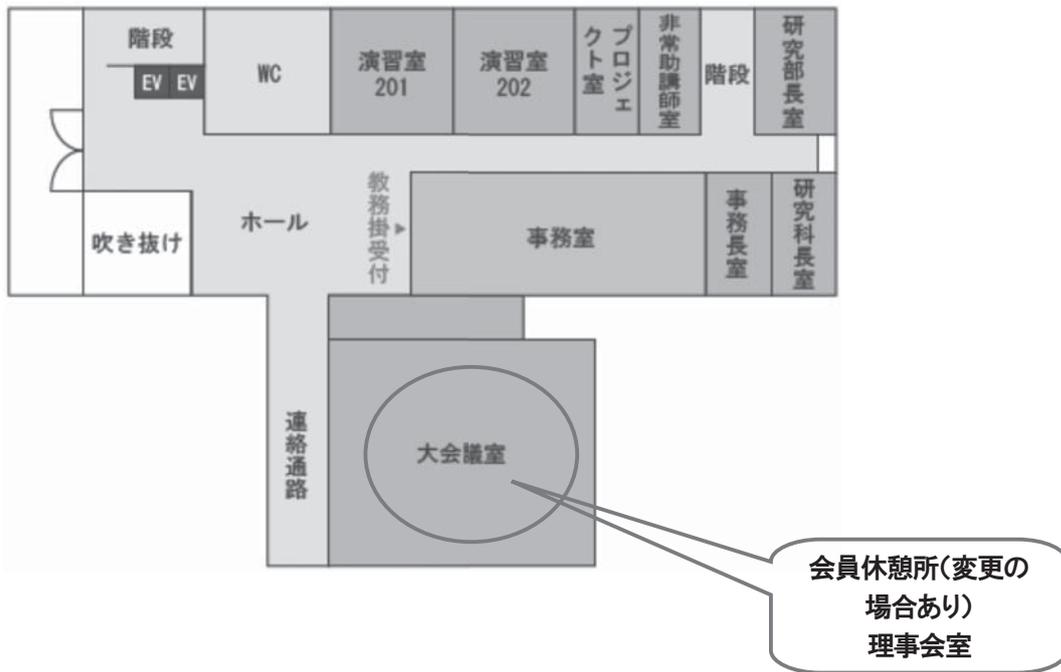


法経本館 1F



大会1日目
総会、会長就任講演、シンポジウム I
10:00-17:30
大会2日目
シンポジウム II
13:30-17:00

法経東館 2F



《会員の皆様に——大会参加にあたって》

1. 学会費

学会費未納分のある会員は同封の振替用紙にて郵便局でお振り込みください。未納分のある会員にのみ、振替用紙を本案内に同封しています。また、封筒の宛名ラベルの右下には2010年度分までの請求額が印字されています。(0もしくはマイナスの数字は会費が納入済みであることを示します)。年会費は6,000円です。なお大会会場での会費納入の受付は行いません。

2. 大会参加費

1,000円を大会受付にてお支払い下さい。ただし、大学院生会員については参加費が免除されます。非会員の方には2,000円(大学院生は1,000円)をお支払いいただきます。

3. 昼食

工学部8号館(大会会場のある建物の東隣)の地階に生協食堂、時計台記念館(大会会場のある建物の南隣)の1階に仏料理ラ・トゥール、同地階に生協中央購買部とタリーズコーヒー、正門西隣にカンフォアラ(生協喫茶)が営業しております。また、キャンパス周辺に多数の飲食店がありますので、どうぞご利用ください。

4. 懇親会

会場 京都ロイヤルホテル

3月28日(月)午後6時15分より

懇親会費(一般会員6,000円 大学院生会員4,000円)を大会受付でお支払いください。

大会会場よりマイクロバス(費用は懇親会費を含む)などで移動します。

5. 会場校問合せ先(大会事務局)

〒606-8501

京都市左京区吉田本町 京都大学 吉田キャンパス

法経東館 5階 512号室 竹澤祐丈研究室 (Tel 075-753-3479 Fax 075-753-3492)

*研究室に不在の場合は、経済学部事務局(電話番号 Tel 075-753-3400)にお問い合わせください。

Email: Takezawa@econ.kyoto-u.ac.jp

日本イギリス哲学会第35回総会・研究大会プログラム・報告要旨

発行日 2011年2月8日

発行者 日本イギリス哲学会 会長: 中才 敏郎

事務局 〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1

立命館大学文学部 伊勢俊彦研究室内

Tel: 075-466-3280(研究室直通) / Fax: 075-465-8188(文学部事務局)

E-mail: tit03611@lt.ritsumeai.ac.jp

URL: <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsbp/>